

第50号議案

府中市介護保険条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 6 月 8 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市介護保険条例等の一部を改正する条例

(府中市介護保険条例の一部改正)

第1条 府中市介護保険条例（平成12年3月府中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（法第8条第23項に規定する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第10条の4中「法」の次に「第78条の2の2第1項第1号及び」を加え、「同条第2項」を「法第78条の2の2第1項第2号及び第78条の4第2項」に改める。

第12条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

(府中市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 府中市介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年3月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第2項及び第3項を次のように改める。

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までの間は、第1条の規定（前項第1号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の府中市介護保険条例（以下「新条例」という。）第10条の9第1号ウに規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修（施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了しているものとみなす。

- 3 前項の規定により新条例第10条の9第1号ウに規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同号ウの規定により、同号ウに規定する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号ウに規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中府中市介護保険条例第12条第1項第6号アの改正規定は、平成30年8月1日から施行する。